

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第六項の規定によって、株式会社ひろしま港湾管理センターから国際拠点港湾である広島港の埠頭群を運営する者の指定の申請があつたので、同条第八項の規定によって、当該申請の内容を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二十五日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 縦覧の開始の日

平成二十八年九月一日

二 縦覧の場所

広島県土木建築局港湾振興課

三 縦覧の時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで（午後零時から午後一時までの間を除く。）